一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年10月5日	株式会社共同(法人番号6330001009308) 代表者山下敏文 熊本県合志市栄3766-24	松橋営業所 熊本県宇城市松橋町両仲間90-1	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第4項	令和2年2月21日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)～(3)事業計画(営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(4)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2点	2点
令和2年10月6日	九州東洋運輸株式会社(法人番号6290001063821)代表者藤井勇人 福岡県筑後市大字新溝96	本社営業所 福岡県筑後市大字長浜695-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年2月5日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0点	0点
令和2年10月14日	帝国倉庫運輸株式会社(法人番号9340001002845)代表者前田昭博 鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-24	本社営業所 鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-24	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年9月15日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0点	0点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年10月27日	三和陸運株式会社(法人番号1290001020273) 代表者井上博保 福岡県福岡市西区泉1-2-2	都城営業所 宮崎県都城市立野町3674-1	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年7月9日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)	2点	2点
令和2年10月30日	有限会社輝北運輸(法人番号5340002025312) 代表者森義之 鹿児島県鹿屋市輝北町市成3377-1	本社営業所 鹿児島県鹿屋市輝北町市成3377-1	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条	令和2年6月23日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故届出違反(法第24条)	9点	9点